

評議員報酬等支給規定

第1条（目的）

この規定は、社会福祉法人敬愛会定款第8条の規定により、評議員の報酬等の支給の基準について定めるものとする。

第2条（報酬）

評議員の報酬は、評議員会1回につき10,000円とする。ただし、各年度の総額が200,000円を超える場合は、200,000円を超える部分については無報酬とする。

附 則

この規定は、平成29年6月18日から施行する。